（参考）検討図の説明書

【資料について】

・公図の分類は地図に準ずる図面、種類は土地改良所在図、精度区分なし。

・申請地周辺には可児市保管の土地改良換地図がある。三斜求積されているが、

・隣接地〇〇番〇には、R2年作製の法務局備付地積測量図がある。世界測地系座標の記載があり、復元性が認められる。

・隣接地〇〇番△には、S56年作製の法務局備付地積測量図がある。三斜求積されているが、年代が古く復元性は認められない。

・東側道路〇〇番□には、H15年作製の可児市保管丈量図がある。任意座標の記載があり、引照点が残存しているため、復元性が認められる。

【現況について】

・東側は道路があり、道路側溝が布設されている。

・点A1、A2、A3にはプレートが残存している。

・申請地北側には水路敷があり、水路構造物が存在する。

・点B1にはコンクリート杭が残存している。

【官有地の幅員確認】

・道路幅員の実測4.2ｍ～4.5ｍ。

・水路敷幅員の実測1.4ｍ～1.6ｍ。

・水路敷の実測が2ｍ未満であるため、確認方法②を用い、航空写真と土地改良換地図により水路敷の幅員を確認した。確認の結果、各資料において水路敷の位置が整合する。また、資料による水路敷の幅員は約1.5ｍであり、実測幅員と概ね整合することから、水路敷の幅員が確保できることを確認した。

【資料と現況との整合性】

・境界点A1については、隣接地〇〇番〇のR2年作製の法務局備付地積測量図と整合（公差の範囲内）している。道路側溝外面が境界となる。

・境界点A2、A3については、東側道路〇〇番□のH15年作製の可児市保管丈量図と整合（公差の範囲内）している。道路側溝外面が境界となる。

・境界点B1については、土地改良換地図の辺長及び形状と既存コンクリート杭B1の位置が概ね整合するため、既存コンクリート杭B1を境界とした。水路構造物外面から50ｍｍ離れ。

・境界点B2、B3については、既存コンクリート杭B1を基準に土地改良換地図の辺長及び形状を復元し、水路構造物の位置とも整合するよう調整を行った。水路構造物外面から50ｍｍ離れ。